

施設の小規模化等事例集の編集にあたって

この事例集は、平成24年11月30日雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（以下「局長通知」という。）で発出した小規模化等の手引き（以下「マニュアル」という。）を具体的にイメージできるようにするため、参考となるとと思われる先行事例等をまとめたものである。

この事例集の作成に際しては、マニュアルと同様に、局長通知に示された以下の点を念頭においた。

- ①児童養護施設における小規模化・地域分散化は、児童養護施設の施設経営を縮小することではなく、その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくことであること。
- ②乳児院における小規模化は、乳児院が言葉で意思表示できず一人で生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設であり、アセスメントが十分になされていない段階での緊急対応を行う役割を持つことなどの乳児院の特性や役割を十分留意しながら進めていくこと。

また、「施設の小規模化及び家庭的養護の推進ワーキンググループ」において議論された以下のことにも留意した。

- ①児童養護施設・乳児院では、虐待を受けた児童、病虚弱児、障害のある児童などの増加により、養育の難しさが増していること。
- ②また、両施設では、児童の養育のみではなく、保護者とのかかわりや地域とのかかわりが、より求められるようになって来ていること。
- ③このような状況の下で、児童養護施設・乳児院では、子どもの安心・安全をいかに保障するか、小規模化することにより増す職員の負担感や人材養成の難しさにどう対応するかが課題となっていること。

これらのことから、事例集に掲げた施設の選定及び記述に当たっては以下の4点を特に留意した。

- ①児童養護施設は、小規模化のための設備を有しているものの、現時点において、小規模グループケアの養育を行っていないものも選定した。
- ②乳児院については、乳幼児の安心・安全の確保について特段の工夫をしている事例を選定した。
- ③また乳児院は、本園の一部を小規模グループケアとしている事例や現に入所している幼児の居室等も含め小規模化の改築を行った事例を選定した。
- ④すべての事例について、敷地や建物の状況のみならず、小規模化した経緯や児童のグループの作り方などソフト面への配慮や、職員の施設内の連携やバックアップ体制の確保などについても記載した。

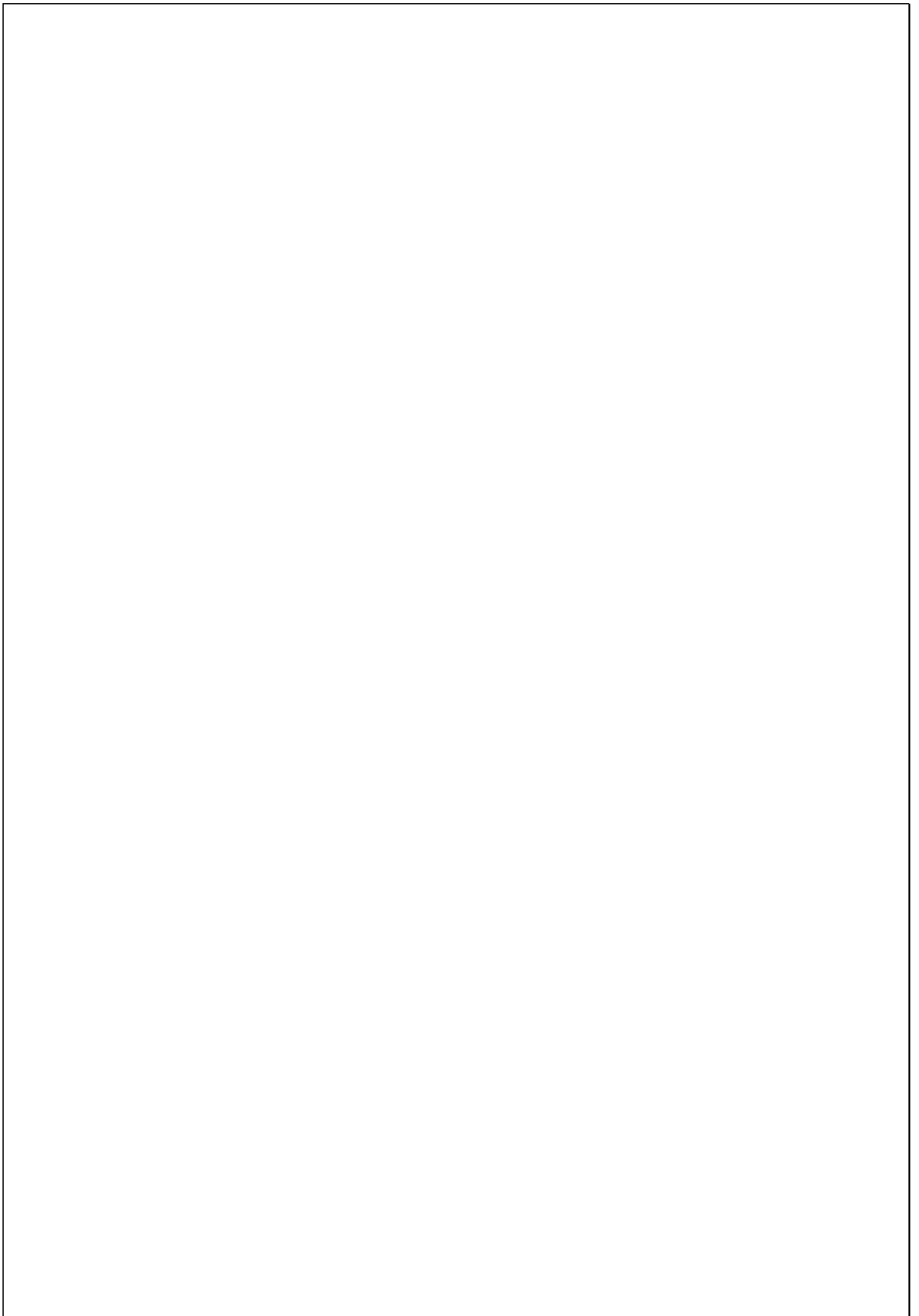
読者におかれては、これらのことをご承知おきいただいた上で各事例を参照されたい。

掲 載 施 設 一 覧

■児童養護施設			
事例 1	神奈川県	旭 児 童 ホ ー ム	本園では、養育困難な児童の支援を中心に行い、その他を地域分散化している事例。
事例 2	東京都	二 葉 学 園	改築後も定員を維持しつつ、本園の小規模化や分園の地域分散化、地域小規模児童養護施設を設置している事例。
事例 3	高知県	若 草 園	改築後、同一敷地内に本園（管理棟）と1棟2グループを2棟設置。1グループを11人とし、小規模グループができるようにし、さらに地域小規模児童養護施設を設置している事例。
事例 4	秋田県	聖 園 天 使 園	大舎制を改築後に小規模グループ化し、地域小規模児童養護施設を2か所増設する事例。
事例 5	福島県	堀 川 愛 生 園	改築後も定員を維持しつつ、同一敷地内において本園は管理棟で、別棟で小規模グループケアを設置し、さらに地域小規模児童養護施設を設置している事例。
事例 6	神奈川県	春 光 学 園	幼児寮、男子寮、女子寮のうち、男子寮と女子寮を大規模修繕して小規模グループにした事例。
■乳 児 院			
事例 1	東京都	東京恵明学園乳児部	施設を全て小規模グループケア化している事例。
事例 2	岐阜県	麦の穂乳幼児ホーム か が や き	小規模グループケアを1グループ実施している事例。
事例 3	神奈川県	ド ル カ ス ベ ビ ー ホ ー ム	小規模グループケアを本体1グループ、併設施設1グループで実施している事例。
事例 4	愛知県	竜 陽 園	併設施設で小規模グループケアを2グループ実施し、夜間は本園へ移動する事例。

注：養育形態として、「小規模グループケア」、「小規模グループケア化」「小規模グループ」、「小規模グループ化」という用語を使用している箇所は、事例を作成した施設の表現方法をそのまま掲載しており、統一的定義に基づいて書かれたものではない。

■ 兒童養護施設



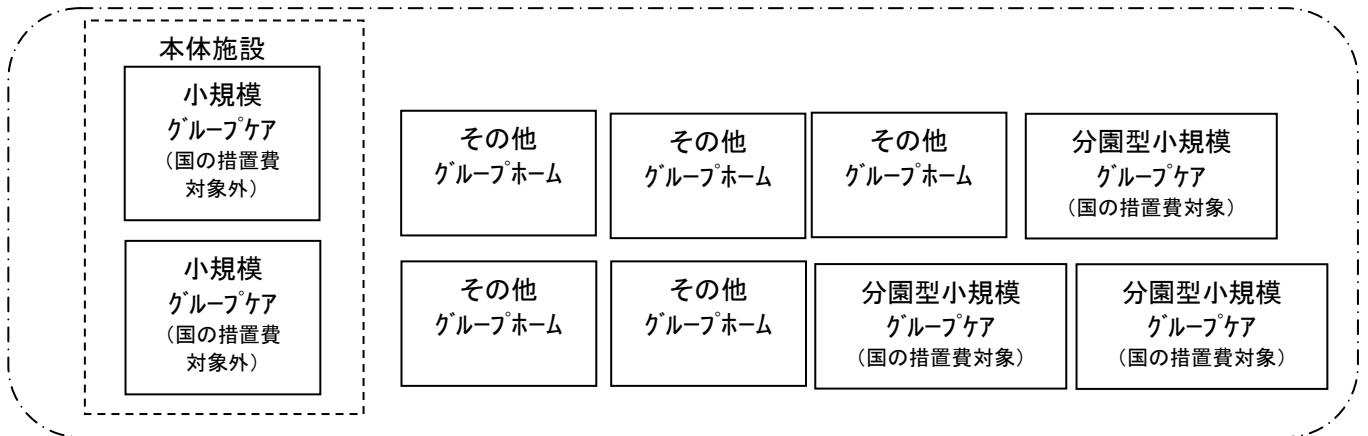
■ 事例 1 旭児童ホーム(児童養護施設)

本園では、養育困難な児童の支援を中心に、その他を地域分散化している事例。

1 施設の基本状況

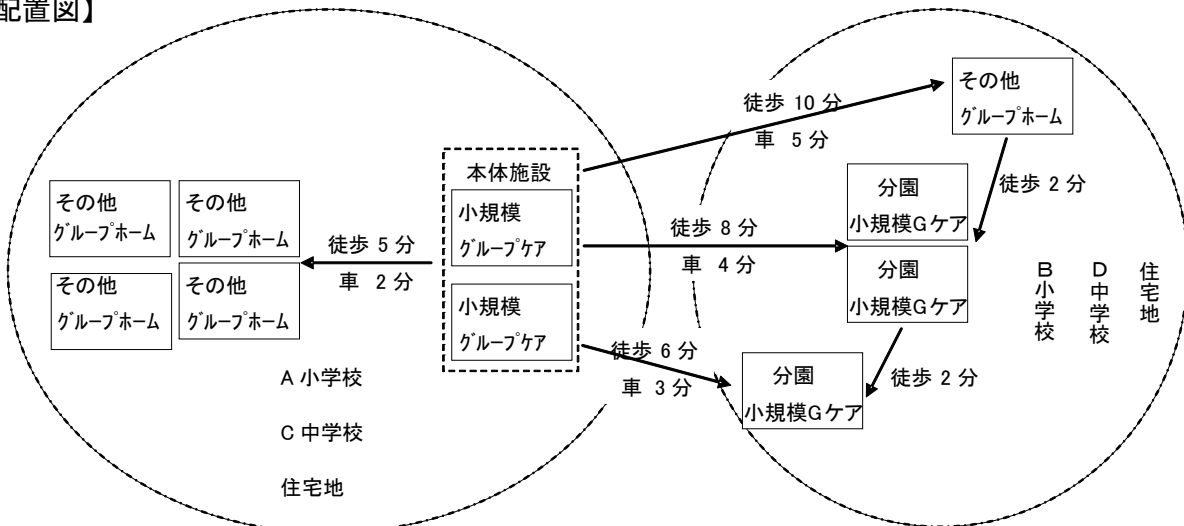
- (1)施設名 旭児童ホーム
- (2)設置主体 社会福祉法人旭児童ホーム
- (3)認可定員 40名
- (4)併設施設 児童家庭支援センターおおいけ
- (5)住所 横浜市旭区上白根町914-7

【施設の現状と経緯】



本体施設内に2ユニット、分園を8ヶ所、全体で施設定員数40名の施設である。昭和60年より4棟の小舎制から養育を開始。平成8年、平成10年、平成14年に分園を1ヶ所ずつ開設。平成13年に新たな本体施設を建設し、ユニット2ヶ所を増設。それまで本園にあった4棟の小舎を、分園(その他グループホーム)に転換。オールユニット型の施設として運営している。

【配置図】



【施設の状況】

	児童 定員	児童現員		職員数	部屋数	所有区分 (所有/賃貸)
		性別	年齢			
センター1階 (小規模グループケア)	4名	男2名 女2名	中学生 3名 高校生 1名	常勤2名	個室6部屋	法人所有
センター2階 (小規模グループケア)	3名	男2名 女1名	中学生 1名 高校生 1名 大学等 1名	常勤2名	個室6部屋	法人所有
第一分園 (その他グループホーム)	5名	男3名 女2名	小学生 3名 高校生 1名 大学等 1名	常勤1名 非常勤0.5名	個室5部屋	法人所有
第二分園 (その他グループホーム)	3名	男1名 女2名	中学生 2名 高校生 1名	常勤1名 非常勤0.5名	個室 1部屋 2人部屋 2室	法人所有
第三分園 (その他グループホーム)	4名	男1名 女3名	幼稚園 1名 小学生 2名 高校生 1名	常勤1名 非常勤0.5名	2人部屋 2室	法人所有
第四分園 (その他グループホーム)	4名	男3名 女1名	小学生 1名 中学生 3名	常勤1名 非常勤0.5名	2人部屋 2室	法人所有
第五分園 (その他グループホーム)	4名	男2名 女2名	幼稚園 1名 中学生 2名 高校生 1名	常勤1名 非常勤0.5名	2人部屋 2室	賃貸
第六分園 (分園型小規模グループケア)	3名	男2名 女1名	小学生 1名 中学生 1名 高校生 1名	常勤1.8名	個室5部屋	賃貸
第七分園 (分園型小規模グループケア)	4名	男2名 女2名	小学生 2名 中学生 1名 高校生 1名	常勤1.8名	個室5部屋	賃貸
第八分園 (分園型小規模グループケア)	5名	男4名 女1名	小学生 1名 中学生 3名 高校生 1名	常勤1.8名	個室5部屋	賃貸
計	39名	男22名 女17名	幼稚園 2名 小学生 10名 中学生 16名 高校生 9名 大学等 2名	常勤14.4名 非常勤 2.5名	個室 33部屋 2人部屋 8室	—

注：第六分園、第七分園、第八分園の常勤者数が 1.8人と表記されているのは、担当職員の一部が、本園業務を兼務していることによるものである。

2 小規模化等を行った経緯

(1) これまでの取り組みの経緯

- ①昭和 60 年以前の施設形態は、定員 32 名の大舎制であった。「ホスピタリズム」の指摘や、さまざまな問題を経験して、小舎を中心にした運営を図っていくことになった。
- ②昭和 60 年 6 月、旭区上白根町 956 番地に土地を購入し、4 棟の小舎を建設して施設(定員 30 名)の移転改築をおこなう。これに合わせて近隣に分園 1 ヶ所(賃貸)を確保し、5 ホーム体制を開始した。
- ③平成 8 年 5 月、1 ホームあたりの子どもの受入れ人数に余裕を持たせるため、新たに分園 1 ヶ所(賃貸)を開設して 6 ホーム体制へ。
- ④平成 10 年 2 月、施設定員を 30 名から 36 名に増員。これに伴い、分園 1 ヶ所(賃貸)を開設して 7 ホーム体制へ。
- ⑤平成 13 年 4 月、新たに上白根町 914-7 に土地を購入し、ユニット 2 つと児童家庭支援センター付設の新たな本園を建設。ここに本体施設機能に移転し、施設定員を 40 名に増員した。旧本園敷地に建つ小舎 4 棟は、第一分園～第四分園へ転換。
- ⑥平成 13 年 9 月、さらに分園 1 ヶ所(賃貸)を開設。

(2) 整備の手順

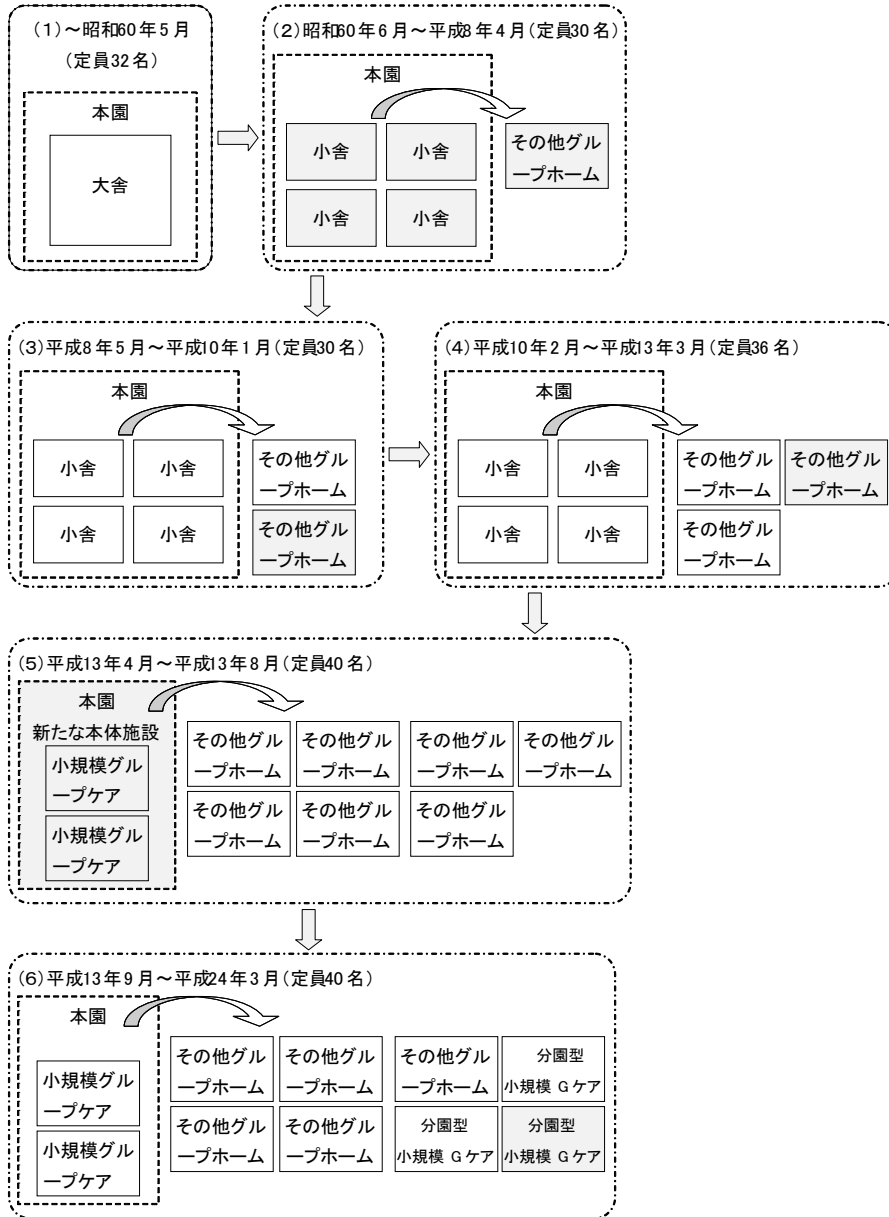
- ・当施設の場合は、中心となってきた職員の中できわめてグループホーム志向が強かったことから、まず先に小舎や分園(グループホーム)を整備する方向へとすすみ、後になってから本体施設機能の必要性に気づき、本園を整備するという経過をたどっている。
- ・子どもと養育者(ホーム担当者)との関係形成を深めていけるように、できるだけ 1 ホームあたりの子どもの人数を少なくしてきた。昭和 60 年には 5 グループのケア単位に分かれ、1 ホームあたり子どもが平均 6 人となった。平成 8 年には 6 グループとなり、1 ホームあたり子どもは平均 5 人。平成 14 年からは、1 ホーム子ども平均 4 名の体制としている。
- ・今般の『社会的養護の課題と将来像』では、一つの「ケア単位」構成児童数が 6～8 人となっているため、現在の 1 ホーム 4 人体制の見直しが必要となっている。単身者のホーム担当による「P型」ユニットは人数を 6 人まで増やしていく方向で、また配偶者や実子が同居する「F型」は隣り合った 2 ホーム(各児童 4 名)で分園型小規模グループケア 1 ヶ所相当にしていく方向で検討している。

(3) その他特記事項

- ・問題解決に向けた合意形成づくりが困難な保護者が多く、さらに近年顕著になってきた入所してくる子どもの状態像の重篤化を考えると、グループホーム(分園)によるアプローチだけで対応できるケースは年々少なくなっているような印象をもつ。高度な本体施設機能に支えられた本園ユニットによるアプローチとの二方向の必要性を痛感している。

【経緯の概要図】

※施設構成の変化を表した模式図

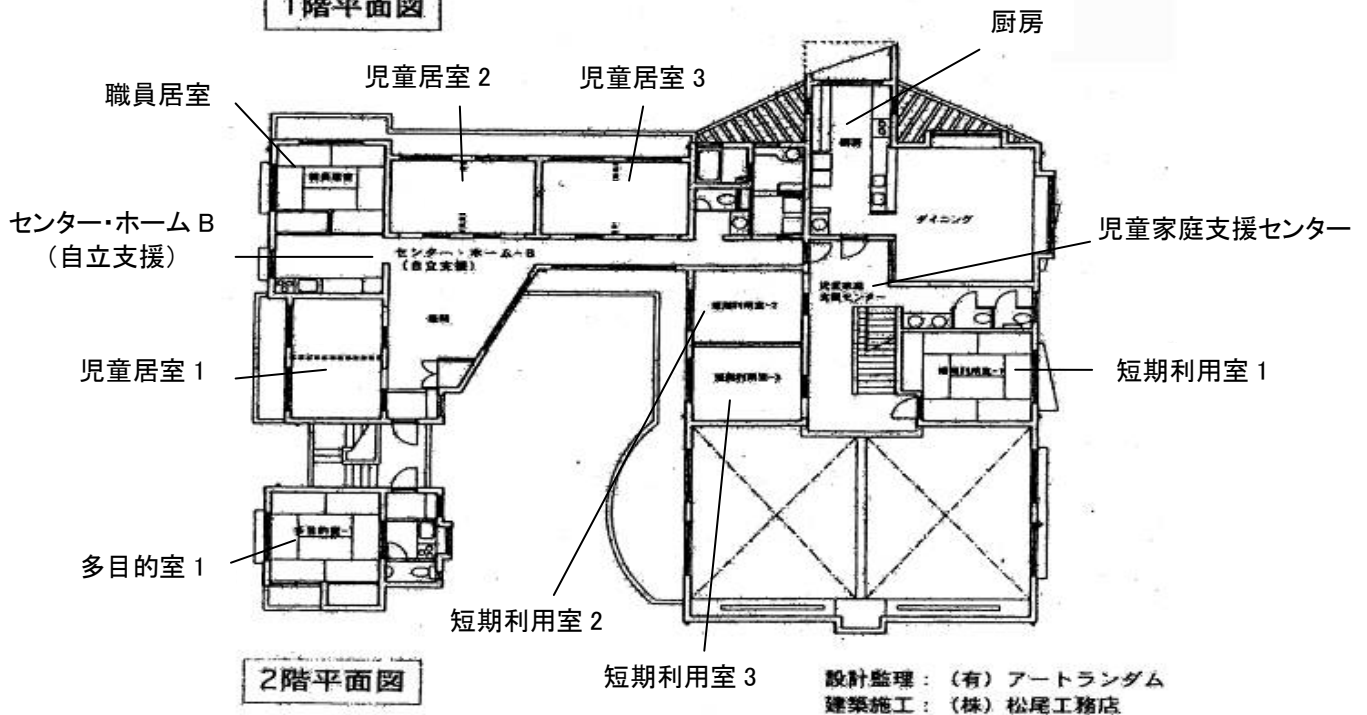
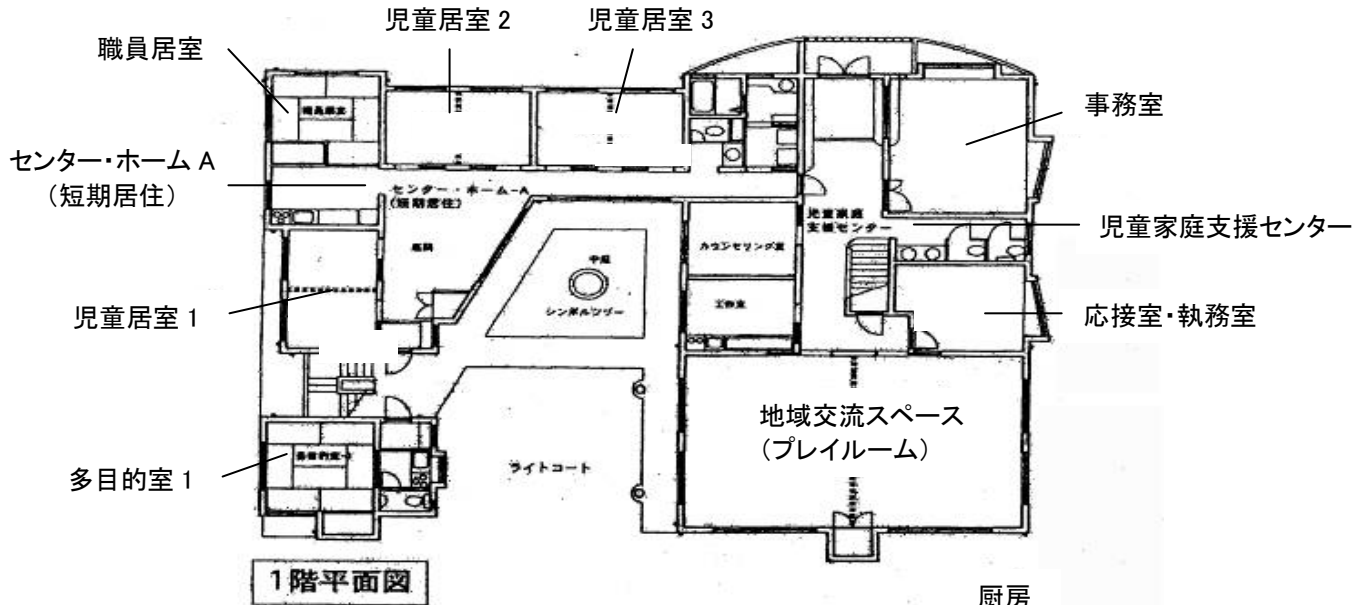


※年度ごとの整備状況等(準備期間、設計、工事期間、引越し等)

- 昭和59年度、本体施設整備(小舎4棟建築)
 - (準備期間) 昭和55年あたりから開始
 - (設計) 昭和58年
 - (工事期間) 昭和59年9月～昭和60年4月
 - (引越し) 昭和60年4月
- 平成12年度、新たな本体施設(児童家庭支援センター附置)整備
 - (準備期間) 平成元年あたりから検討がはじまる
 - (設計) 平成10年
 - (工事期間) 平成12年6月～平成13年4月
 - (引越し) 新たに子どもを受け入れ、引っ越しなし

3 本園の建物配置、間取り、整備時に配慮したこと

(1) 平図面



設計監理：(有)アートランダム
建築施工：(株)松尾工務店

〔工夫した点〕

- ・本体施設 1、2 階に設置したセンターホーム(本体施設内小規模グループケア)の独立性の確保。
- ・児童家庭支援センターとのつながり。
- ・多目的室の設置。

(2)グループの状況

(単位:名)

グループ名	児童定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
センター1階 (本体施設内 小規模グループケア)	4	男2 女2	中学生 3 高校生 1	常勤 2	1	1	個室 6
センター2階 (本体施設内 小規模グループケア)	3	男2 女1	中学生 1 高校生 1 大学生等 1	常勤 2	1	1	個室 6
計	7	男4 女3	中学生 4 高校生 2 大学生等 1	常勤 4	2	2	個室 6

(3)各施設面積

(単位:m²)

グループ名	グループ面積計	1居室平均面積
センター1階 (本体施設内 小規模グループケア)	95.76	7.20
センター2階 (本体施設内 小規模グループケア)	95.76	7.20

注:「グループ面積計」は、居室(児童用、職員用)、廊下、台所、風呂、トイレ、居間の各階合計の面積値を示している。

(4)グループの写真

【玄関】



【各部屋】



【リビング】



【ダイニング】



【バス】



【その他の生活空間】



(5)間取りの工夫

- ・本園建物の1、2階にそれぞれユニットがあり、外から直接出入りできる玄関を持っている。
- ・子どもの居室はすべて個室となっているが、兄弟の場合は移動壁を外して個室でなく2人部屋として使用することも可能。
- ・ユニットは独立しているが、事務所やカウンセリング室、食堂などの本体施設部分とは扉一枚でつながっており、必要に応じて行き来できるようになっている。

(6)設備の工夫

- ・現在の本園は、分園の空き待ちケース、短期の家庭復帰見通しケース、入所時年齢が高いケース、対応困難ケース、ショートステイなど、多様な本体施設機能の拡充を図るために、平成13年4月に児童家庭支援センターを附置して建設したものの。
- ・ユニット毎の調理を原則としているが、土日や祝祭日等にショートステイ利用児が加わることもあるので、本園の厨房で調理して食堂に集まって食べたりする場合もある。
- ・本体施設機能として、措置年齢を超過してしまったケースの継続的支援や、就労不調でやり直しの必要な子どもの居場所を確保するために、独立した1Kの多目的室を2室設けた。

(7)その他特記事項

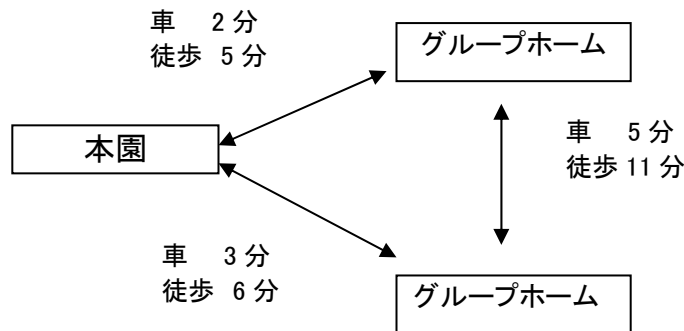
- ・近年、児童養護施設に入所している児童のうち、半数を超える児童が被虐待体験をもっており、4人に1人は発達や愛着および知的な障害(ハンディキャップ)を抱えている。
当施設は、これまで積極的にケア単位の小規模化を図ってきたが、こうした入所してくる児童の状態像の重篤化という変化を受けて、ケア体制の見直しが必要になっている。入所児童の生活の場を、一律にユニットやグループホーム(分園)だけで割り出すことは困難となっており、こうした児童に対応できるように、人的・物的な本体施設機能のさらなる拡充が必要とされるような状況になってきた。

4 グループホームの建物配置、間取り、整備・賃借時に配慮したこと

(1) グループホーム(分園)と本園との位置関係

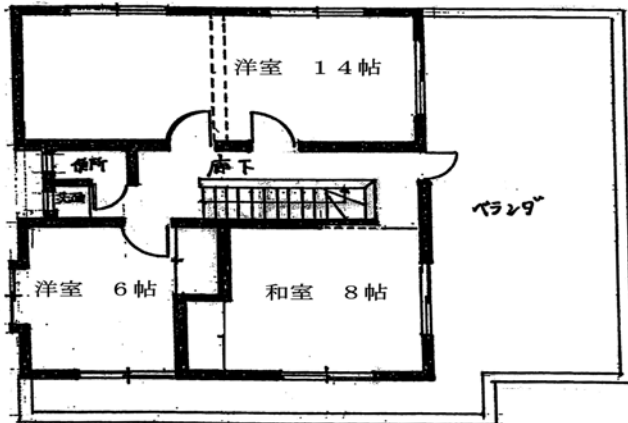
※8ヶ所の分園のうち、第2分園(「その他グループホーム」)と第8分園(「分園型小規模グループケア」)を記載する。

・6人の生活支援職員(職種としては「調理員等」に該当)が、グループホーム(分園)8ヶ所をローテーションを組んで回るため、分園はできるだけ本園に近いところに確保するようにしてきた。



(2) グループホーム(分園)の平面図

【分園2】



(2階平面図)



(1階平面図)

【児童現員】

中学生	男 1名	女 1名
高校生	男 0名	女 1名

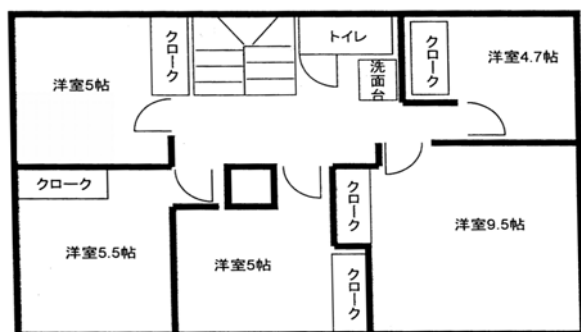
【職員】

常勤	1名
非常勤	0.5名

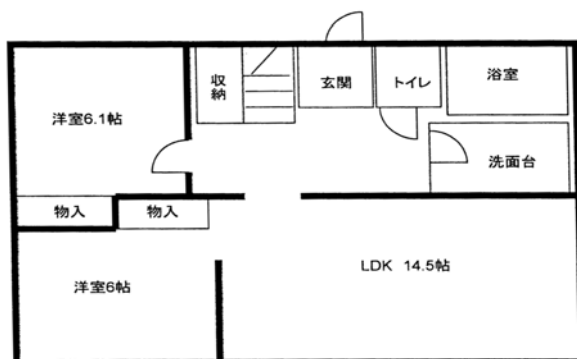
【工夫した点】

- ・建設業者を選定するにあたり、公共建物を専門にしている業者でなく一般住宅建設を手掛ける業者を選び、できるだけ近隣地域の住居と変わらないように配慮した。
- ・昭和60年に建築した際は2階に14畳の大きな部屋を設けていたが、その後部屋を2つに分け、個室に対応できるようにした。メンバー数や年齢の違いなどにも応じることが出来るように、後から間仕切りできる部屋があると便利である。

【分園 8】



(2階平面図)



(1階平面図)

【児童現員】

小学生	男 0名	女 1名
中校生	男 3名	女 0名
高校生	男 1名	女 0名

【職員】

常勤	1.8名
非常勤	0名

〔工夫した点〕

- ・グループホーム(分園)に使用するためには、できるだけ多くの部屋数がある借家が好ましい。しかし、一般家屋の借家は少人数向きで部屋数が少ないため、不動産屋に依頼して、賃借側が設計した建物を賃貸人に建設してもらい、それを長期契約する方式が望ましい。
- ・この「分園 8」も、そうした経緯で賃借している。

(3)グループの状況(単位:人、室)平成24年3月1日現在

グループ名	児童定員	児童現員		職員数	職員配置		部屋数
		性別	年齢		昼	夜(宿直)	
第2分園 (その他グループホーム)	3	男1 女2	就学前 中学生 2 高校生 1	常勤 1 非常勤 0.5	1	2	個室 1 2人部屋 2
第8分園 (分園型小規模グループケア)	5	男4 女1	小学生 1 中学生 3 高校生 1	常勤 1.8 (換算)	1	1	個室 5
計	8	男5 女3	小学生 1 中学生 5 高校生 2	常勤 2.8 非常勤 0.5	2	3	個室 6 2人部屋 2

(4)各室の面積(各部屋毎)

(単位:㎡)

グループ名	グループ面積計	1居室平均面積
第2分園 (その他グループホーム)	148.00	10.80
第8分園 (分園型小規模グループケア)	150.00	9.60

注:「グループ面積計」は、居室、廊下・階段、台所、風呂、洗面所、トイレ、居間、ベランダ(第2分園のみ)の合計の面積値を示している。

(5)グループホームの写真

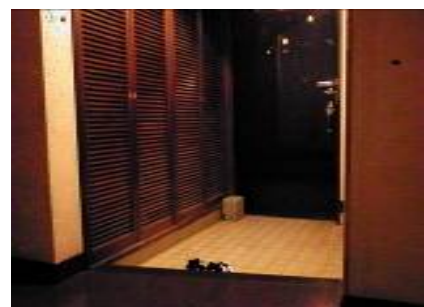
【外観】



【玄関】



【各部屋】



【各部屋】



【リビング】



【ダイニング】



【その他の生活空間】



【その他の生活空間】



(6)間取りの工夫

- ・賃貸物件は、できるだけ個室が多く確保できるような間取りとしている。

(7)設備の工夫

- ・グループホーム(分園)のうち、第一分園～第四分園は昭和 60 年 4 月に 30 人定員施設として建てた 4 棟の小舎を使用している。
- ・第五分園～第八分園は賃貸物件。このうち 3 ヶ所の物件は、当法人で間取りを決め、建設してもらって賃貸している。

(8)近隣地域との関係

- ・昭和 60 年から 30 年近くになるが、大きな近隣とのトラブルは経験しないで済んでいる。
- ・近隣地域の一員としての責任を果たせるような努力は、常に心がけている。

(9)その他特記事項

- ・グループホーム(分園)の孤立化を避けるためには、本園との関係だけでなく、分園相互による支え合いができるような配置も必要。分園の隣接や、ごく近いエリア内に数軒の分園を確保することなどが有効。
- ・第一分園～第四分園は隣接しており、平素から「お隣同士」の関係が形成されてきた。
- ・賃貸物件では、第六分園と第七分園が隣接している。トラブルを隣の分園担当者が察知して駆けつけたりしたこともある。

5 各グループの構成を決める上で配慮していること

(1)各グループの年齢構成や性別

- ・子どもの年齢構成は縦割り、男女混合が原則。しかし次に入ってくる子どもによっては、同年齢が集まってしまうたり、性別が偏ったり、ということは避けられない。
- ・兄弟姉妹は、同じグループが原則。

(2)各グループの職員体制

- ・状態像の重篤化した児童の入所が増加することにもない、分園による家庭的養護の展開も、当初に描いていた生活とは程遠くなりつつある。メンバーの力動が相互支持的には作用せず、逆に、相互破壊的な方向へと追い込まれていくようなことも起こっている。こうした状態となってしまうことを避けるために、入所にあたってグループホーム(分園)での対応が可能かどうかのアセスメントや、行き詰ってしまった分園から児童を本体施設へ受け入れていくことも必要になってくる。
- ・本園ユニット(センター1階、センター2階)は、分園では対応困難なケースも受入れることになるため、直接処遇職員以外にもFSWや栄養士、事務職員も含めて、できるだけ多くのスタッフが関わられるようにしている。毎日のミーティングをはじめ、チームアプローチが原則となる。
- ・第一分園から第五分園までの5ホームは、ホーム担当職員の配偶者・実子との同居家庭タイプ(「F型」分園と呼んでいる)である。ホーム担当者の配偶者(夫)は嘱託者(非常勤)の扱い、別の職場に通勤しているか、分園勤務でなく本園勤務となる。実子がいる場合は、入所児童との年齢が重ならないなどの配慮を要す。
- ・第六分園から第八分園までの3ホームは、住込みのホーム担当職員と副担当者によるパートナーシップタイプ(「P型」分園と呼んでいる)である。ホーム担当者は住込み。週休2日は、フリーの直接処遇職員が交替で代替をおこなっている。
- ・分園1ヶ所あたり、1週につき生活支援職員が4日ずつ入る。

(3)各グループの構成の特徴

- ・本園ユニットは、分園の空き待ち、対応困難児童の受入れなどによって、短期での入れ替わりが多くなるため、組合せが特に難しい。スペースの使い方やメンバー数などについてグループホーム(分園)とは異なる柔軟性が必要となる。
- ・「F型」分園は、長期在所が見込まれる児童を中心にした受入れ。ホーム担当者の配偶者・実子も同居するため、4名までにしている。
- ・従来、グループホーム(分園)の運営については「F型」を中心に構想してきたが、人材が得にくいため、「P型」分園の数が多くなってきた。運営については、副担当者との組み合わせ方法などまだ多くの検討課題が残されている。
- ・入所にあたって、おおよその「見立て」をおこない、適合するグループを決定するが、入所期間の見通し、子どもの状態像、保護者との合意や協力の程度の違いなど、不確定要素が多く、想定していたグループ構成とは随分と違ってしまふことが起こる。

(4)本園と分園の役割分担

- ・小舎による施設運営をはじめた昭和 60 年代頃には、子どもと職員を小さな生活単位に分けていくことを主眼にしていたが、実際には入所時年齢が高い子どもの措置が多かったことや、状態像の重篤化した子どもの入所などを経験して、本体施設の支援機能や本園ユニットの確保が必要になることを痛感させられた。
- ・本園の支援機能は、グループホーム(分園)のバックアップをおこなうための職員の派遣、分園児童への学習や心理的援助、レスパイト、緊急時の対応などとなる。
- ・日常生活では多くがホーム担当者の判断に委ねられるが、グループホーム(分園)も組織の一部であり、組織的な決定事項には従うことが求められる。思い違いが起こることもあって、真摯な調整作業と、バランス感覚がもとめられる。

(5)その他特記事項

- ・それぞれのグループホーム(分園)にはホーム担当をおこなうことができる専任でベテランの直接処遇職員の確保が何よりも望まれる。もしホーム担当者が新人の場合は、本園による多くの支援が必要とならざるを得ない。
- ・グループホーム(分園)の中で不安定な状態にあるホームの割合があまりに多くなると、組織全体でも支えきれないことになる。学級崩壊と学校崩壊の関係のように、グループホーム(分園)崩壊だけでなく施設崩壊も考えられる。
- ・本園内の 2 ユニットと第 1 から第 8 までのホーム担当職員の在職年数(平成 24 年 3 月 1 日現在)は以下の通り。

本園 1 階ユニット—12 年 2 階ユニット—2 年

第 1 分園—16 年 第 2 分園—30 年 第 3 分園—26 年 第 4 分園—26 年
 第 5 分園—10 年 第 6 分園—15 年 第 7 分園—3 年 第 8 分園—4 年

2 週勤務表

		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	備考	
本園	センター1階ホーム担当者	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	休	休	出	出		
	センター2階ホーム担当者	出	出	出	休	休	出	出	出	出	出	出	出	休	休		
	代幹要員(Aハターン)	休	休	出	出	出	休	休	出	出	出	出	出	出	出		
	代幹要員(Bハターン)	出	出	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	休	休		
	生活支援員	出	出	出	出	出	出	休	出	出	出	出	出	出	休	夏冬春各2長期休暇あり	
分園	1階	第1～第5ホーム担当者	出	出	出	出	出	休	出	出	出	出	出	出	休	夏冬春各2長期休暇あり	
		嘱託者(配偶者)	—	—	—	—	—	—	出	—	—	—	—	—	—	出	
	1階	第6ホーム担当者	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	休	休	出	出	
		第7ホーム担当者	出	出	出	休	休	出	出	出	出	出	出	出	休	休	
	第8ホーム担当者	出	出	出	出	出	休	休	出	出	出	休	休	出	出		

6 職員の勤務体制等を組む上での基本的考え方・配慮していること

(1) 勤務体制

[本園]

① 昼間 2～3人:宿直 2～3人

・状態像の重篤な子どもがいる場合は、さらに当直を増やすなどの必要がある。

② グループホーム(分園)への応援職員: 10人(応援の内容:ローテーションの要員4人、家事支援等の生活支援員6名、必要あるときは施設長、事務職員、栄養士も応援に加わることもある。)

[グループホーム(分園)]

昼間 1人:宿直「F型」2人、「P型」1人

(2) 職員への配慮など運用上の工夫

- ・本園ユニットと「P型」分園のホーム担当者は、週休2日。副担当者4名と個別対応職員、FSWがローテーションを組んで休日代替要員となる。
- ・「F型」分園のホーム担当者は、週休1日。嘱託者となっている配偶者が代替要員となる。不足する休日分を子どもの夏休み、冬休み、春休みにまとめて長期に取れるように、キャンプ、スキー、お泊り会などをおこない、この期間中は分園を休みにしている。
- ・ホーム担当者が急用で不在になる場合に、代替要員の手配がつかない時は、グループホーム(分園)の児童を本園でレスパイトすることもある。

(3) その他特記事項

- ・施設長や主任などによるホーム担当者へのスーパーバイズが有効であるのは、非日常的な出来事への対処が必要な場合であり、日常的な生活の中では、ホーム担当者会議などを通じた同職種による支えが有効である。ホーム担当者会議は原則1ヶ月1回の開催となるが、必要に応じて随時開かれている。
- ・受け持つ子どものケースマネジメントについては、ケアワーカー(ホーム担当者)だけでなく、ファミリーソーシャルワーカーと臨床心理士の三者が協働して見立てていくことが重要。この異職種連携を徹底していくことで、ホーム運営が恣意的になったり、独善的な状況に陥ったり、対応の難しい子どもへの対応や、保護者とのやり取りに行き詰まるなどの、小規模化にともなうデメリットとして指摘されている問題について克服を図っている。

7 運用上の工夫

(1) 子どもの暮らし方

- ・グループホーム(分園)では、一般家庭の子どもの暮らしとあまり変わらないことが原則。
- ・生活時間は、その時々メンバー構成によって異なってくるので、できるだけ柔軟に対応できるように配慮している。たとえば部活やバイトによって帰宅時間が遅くなることや、遠方の高校通学のための早朝からの起こしや準備手伝いなど。
- ・子どもの状態像の重篤化によっては、暮らしに大きな影響を与えることになるので、この場合は施設全体での特別な支援を工夫する。

(2) 食事の提供方法

- ・グループホーム(分園)8ヶ所と、本園ユニット2ヶ所の計10ヶ所で、それぞれ買い物から炊事までこなしている。
- ・週末の外食もホーム担当者の判断で可能。
- ・ホーム担当者が調理をするので、隣に立って手伝う子どもも少なくない。夕食後に弁当のおかずづくりをする中高生も多い。

(3) 権利擁護

- ・グループホーム(分園)を「密室化」させにくく、「風通し」を良くしていくためには、職員全員のしっかりとしたチームアプローチの考え方がベースにあることが必要。そのための常日頃の職員間の意思疎通が重要。
- ・採用時に、職員の考え方や資質等をどう見極めるか等の課題は残されている。

(4) 職員間の連携・孤立防止

- ・1つのグループホーム(分園)に、1週当たり4日のローテーションで家庭支援員(「調理員等」)が入って家事支援をおこなったり、心理士やFSWが訪問してカンファレンスを実施している。
- ・困難な状況を迎えたときは、しばらく本園ユニットとの併用もおこなう場合がある。自己完結的にならず、連携や協働のプログラムをできるだけ多く組み込むことが必要となる。

(5) その他特記事項

- ・グループホーム(分園)でケース記録を付けることは、生活との兼ね合いもあって慎重にならざるを得ない。子どもの就寝後になりやすく、負担の軽減は課題である。
- ・本園ユニットおよびグループホーム(分園)の生活費は、毎月ほぼ事業費相当分を2回に分けて仮払い。事務職員が各ホームへ現金を配って回っている。
- ・防災は本園を中心に企画。グループホーム(分園)からの避難場所は本園にしている。

8 小規模化等による変化の状況

(1) 児童の変化

- ・近年の入所児童の質が大きく変化してきたこともあって、小規模化という要素が児童に与える変化についてはつかみにくい状況となっている。昭和60年に当施設が小規模化をはじめた頃と現在では様子が大きく異なっている。

(2) 職員の変化

- ・労働条件の観点からは「割が合わない」という感想もあり得るが、ホーム担当者として子どもと生活していく中で手応えを感じとる職員も少なくない。ただし最近の難しい子どもとのやり取りでは、達成感よりもバーンアウトになってしまうことも見られる。

(3) 管理・運営面の変化

- ・グループホーム(分園)の担当者になると、全体の課題が見えにくくなり、自覚が乏しくなって自分のホーム中心の考え方に陥ってしまう危険性もある。

(4) その他特記事項

- ・入所してくる児童の年齢、性別、抱えている困難、在所期間、保護者の状態などは多様で複雑なので、社会的養護を「児童－養育者」の関係だけに絞れなくなっている。養育者(ケアワーカー)とファミリーソーシャルワーカーと臨床心理士との三者によるチームアプローチがとれる体制づくりを行っていくことが必要。

9 まとめ

- ・建物や設備などの物的な要素と、グループホーム(分園)の運営を担う人的な要素の 2 つが、うまく噛み合うことが必要。グループホーム(分園)に好都合な賃貸物件が見つかって、ホーム担当者が得られなかったり、逆の場合も起こることを経験した。できればギリギリの運営ではなく、物的条件と人的条件とがうまく整った時には、余分に 1 ホームもつことができるようなことも望まれる。
- ・子どもの状態像の重篤化を考えれば、すべての入所児童をグループホーム(分園)だけで受け入れるのは困難。グループホームからはじめた方がいいケースと、施設養護(本園ユニット)からはじめた方がいいケースがあって、どちらからでも応じられるような重層的な体制が必要である。
- ・本園にグループホーム(分園)を支える役割をもたせるだけでなく、グループホーム間の支え合いができるような仕組みが重要になる。地域の中の単一のグループホーム(分園)よりも、複数のグループホーム(分園)を確保した方が長く続くようである。
- ・さまざまな課題にぶつかりながらバランスをとっていくことが必要なので、出来る限り多くの話し合いの場が設定されることが必要となる。
- ・子どもの平均在所期間が 5 年程度であることを考えると、「小規模化」では、まずケア職員の平均勤続年数がそれ以上の長さであることが必要となる。
- ・近年顕著となっている子どもの「状態像の重篤化」は、小規模ケア担当職員のバーンアウトをまねきやすい。一度この状態に陥ると、残ったケア職員の負担も急激に増大して、さらに悪循環が加速する傾向にある。
- ・社会的養護の難しさは、入所してきた子どもの状態像、年齢、性別、ハンディキャップの程度、保護者の状態などに合わせて、その都度新たに枠組を再構成していかなければならないことにある。低年齢で入所して 18 歳で退所していく、といった定型のサイクルが成り立たないことが多い。
- ・「施設の小規模化」や「家庭的養護の推進」といった課題は、いわゆる大規模施設への収容保護による「ホスピタリズム」問題から提起されたものである。近年の社会的養護を担う児童福祉施設の課題は、児童虐待問題対応からもたらされている。そこでの保護児童数の増加と状態像の重篤化は、それ以前と異なる特質であり、このことを踏まえて「小規模化」と「家庭的養護(化)」が整備されることが必要である。

